

自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準(柏市)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に関する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する審査基準は次のとおりとする。

記

1. 急傾斜地崩壊危険区域内における取扱いについて

長期優良住宅建築等計画の申請に係る建築物が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内にないこと。

2. 土砂災害特別警戒区域内における取扱いについて

長期優良住宅建築等計画の申請に係る建築物が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にないこと。